

# 協和トピックス

## 第 20 号

平成 21 年 6 月

協和会計グループ

東京都中央区日本橋室町三丁目 1 番 8 号

TEL03-3241-4978(代表)

FAX03-3246-0068

E-mail : office@cpakyowa.co.jp

今回は、平成 21 年度税制改正から、中小企業関係税制と住宅税制についてお届けします。住宅税制では、自己資金によるバリアフリー改修工事等についても、税額控除を受けられるようになりましたので、リフォームを検討されている方は、参考になさって下さい。

また、経済危機対策として措置法の一部が改正されましたので、その内容についても、お知らせ致します。

前号では概要のみとなりました事業承継税制からは、対象となる会社について詳細をご説明致します。

詳しい内容及びご不明な点に関しましては、各担当者へご確認下さい。

### I. 中小企業関係税制

#### 1. 中小法人等の税率の引下げ

平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度の所得金額のうち、年 800 万円以下の金額に対する法人税の税率が次のとおり引き下げられました。

2.2%

↓

1.8%

#### 2. 中小法人等の欠損金の繰戻還付

前年度黒字だった中小法人等が今年度赤字になった場合、前年度に納付した法人税の還付を受けることができます。平成 21 年 2 月決算から適用できることとなっています。

#### 3. 中小法人の交際費課税の軽減

平成 21 年 4 月決算から、交際費の定額控除限度額が次のとおり引き上げられました。

年 400 万円 ⇒ 年 600 万円

※ 中小法人とは、資本金 1 億円以下の法人をいいます。

### II. 住宅税制

#### 1. 住宅ローン控除の拡充・延長

適用期限が平成 25 年まで、5 年間延長されるとともに、最大控除可能額が引き上げられました。

また、平成 21 年から平成 25 年までに住宅借入金等特別控除の適用を受けた方については、所得税から控除しきれなかった金額がある場合、一定額を住民税から控除できることとなりました。

控除期間・住宅借入金等の年末残高の限度額・控除率等は、次のとおりです。

居住年	控除期間	ローンの年末残高限度額	控除率	控除可能額 (年額)	最大控除可能額 (10年間累計)
平成21年	10年	5,000万円	1.0%	50万円	500万円
平成22年	10年	5,000万円	1.0%	50万円	500万円
平成23年	10年	4,000万円	1.0%	40万円	400万円
平成24年	10年	3,000万円	1.0%	30万円	300万円
平成25年	10年	2,000万円	1.0%	20万円	200万円

## 2. 長期優良住宅に係る税額控除

長期優良住宅（いわゆる200年住宅）の新築等をした場合の税額控除制度が創設されました。

平成21年6月4日以降、居住の用に供した場合に適用されます。

借入により新築等をされた方は、「住宅借入金等特別控除の特例」と「特別税額控除」との選択適用となり、自己資金により新築等をされた方は、「特別税額控除」のみ適用となります。

(1) 住宅借入金等特別控除の特例  
控除期間等は次のとおりで、1の住宅ローン控除より優遇されています。

居住年	控除期間	ローンの年末残高限度額	控除率	控除可能額（年額）	最大控除可能額（10年間累計）
平成21年	10年	5,000万円	1.2%	60万円	600万円
平成22年	10年	5,000万円	1.2%	60万円	600万円
平成23年	10年	5,000万円	1.2%	60万円	600万円
平成24年	10年	4,000万円	1.0%	40万円	400万円
平成25年	10年	3,000万円	1.0%	30万円	300万円

(2) 特別税額控除

標準的な費用として定められた金額の10%相当額をその年分の所得税額から控除します。最大控除可能額は100万円で、控除しきれない金額は、1年間繰越して、翌年分の所得税額から控除することができます。

適用期限は、平成23年12月31日までとなっています。

## 3. 住宅リフォームに係る税額控除

工事費用が30万円超となる一定の省エネ改修工事又はバリアフリー改修工事を行った場合、標準的な工事費用と実際の工事費用のい

ずれか少ない金額の10%相当額を所得税額から控除できるとなりました。

最大控除可能額は、太陽光発電装置設置の場合は30万円、それ以外の場合は20万円です。

この規定は、住宅借入金等特別控除との選択適用となっています。

平成21年4月1日から平成22年12月31日までに、改修工事をした家屋に居住した場合に適用されます。

## 4. 住宅取得等のための贈与税の軽減

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、直系尊属（父母、祖父母など）から住宅取得等のために金銭の贈与を受けた場合には、500万円の非課税枠が上乗せされることになりました。

つまり、次の金額までは贈与税が課税されないこととなります。

《暦年課税の場合》

基礎控除 110万円＋非課税枠  
500万円＝610万円

《相続時精算課税の場合》

特別控除（住宅の特例を含む）  
3,500万円＋非課税枠500万円  
＝4,000万円

## Ⅲ. その他の措置法の改正

試験研究費の総額に係る税額控除制度等が次のとおり拡充されました。

1. 控除限度額の引上げ

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除限度額は、

法人税額×30% となります。

## 2. 控除限度超過額の取扱い

上記の控除限度額を超過した金額については、平成 25 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度の法人税額から控除することができます。

## IV. 事業承継税制 Part.2

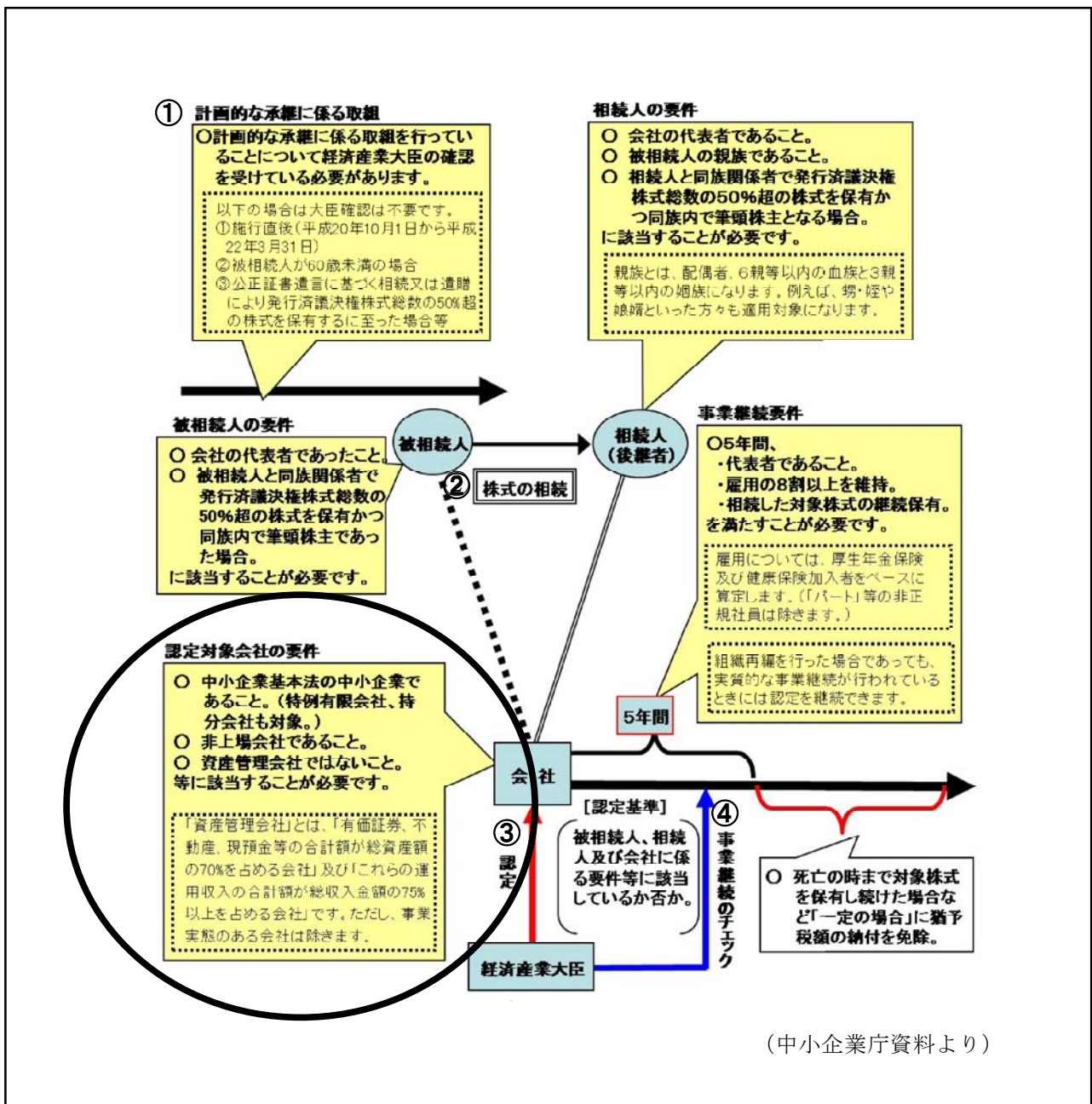
前号で取り上げました事業承継税制の要件の全体像を図示すると、下記の

とおりです。

手順としては、①確認、②相続開始（又は贈与）、③認定となり、認定後5年間は、毎年事業継続の報告が必要となります。

今回はこのうち、経済産業大臣の認定の対象となる会社の要件について、ご説明致します。

なお、相続人の要件等については、次号以降ご説明致しますが、お急ぎの方は担当者にご相談下さい。





認定対象となるのは、次の要件を満たす非上場会社です。

- ① 中小企業者(注 1)であること
- ② 風俗営業会社ではないこと
- ③ 資産保有型会社(注 2)ではないこと
- ④ 資産運用型会社(注 3)ではないこと
- ⑤ 直近の事業年度の総収入金額がゼロを超えること
- ⑥ 常時使用する従業員の数が1人以上であること
- ⑦ その会社の特別子会社(その会社並びにその代表者及び代表者の同族関係者が50%超の議決権を有する会社)が、上場会社等、大法人等又は風俗営業会社ではないこと

(注 1)

中小企業者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

業 種		資本金	又は 従業員数
製造業、建設業、運輸業その他		3億円以下	300人以下
うち	ゴム製品製造業		900人以下
卸 売 業		1億円以下	100人以下
小 売 業		5千万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業			100人以下
う	旅 館 業		200人以下
ち	ソフトウェア、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下

(注 2)

資産保有型会社とは、総資産に占める次の資産の割合が70%以上の会社です。

- イ 有価証券等(一定の特別子会社の株式又は持分は除く。)
- ロ 使用していない不動産(第三者へ賃貸しているものを含む。)
- ハ ゴルフ場等の施設利用権
- ニ 絵画、彫刻等、貴金属及び宝石
- ホ 現預金(代表者及び同族関係者に対する債権を含む。)

(注 3)

資産運用型会社とは、総収入金額に占める上記資産の運用収入の合計額の割合が75%以上の会社です。

なお、資産保有型会社又は資産運用型会社であっても、次の三要件のすべてに該当する場合、認定対象となります。

- ① 事務所、店舗、工場等の固定施設を所有し、又は賃借していること
- ② 常時使用する従業員の数が5人以上であること
- ③ 3年以上継続して商品の販売、資産の貸付け又は役務の提供をしていること(資産の貸付け又は役務の提供には、アパート等の貸付けや管理等を含む。)

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所	株式会社協和ビジネスコンサルティング
金融商品取引法、会社法、学校法人、公益法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証憑書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK!”